岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月23日

> 岩手県公安委員会 委員長 高 橋 真 裕

岩手県公安委員会規則第1号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則(昭和35年岩手県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 別表第2 (第12条の2関係) 別表第2 (第12条の2関係) 種 類 区 間 種 類 区 間 路線名 路線名 [略] [略] 一般国 [略] 一般国 [略] 道 45号 陸前高田市気仙町字福伏245番3宮 陸前高田市気仙町字福伏245番3宮 道 45号 城県境から下閉伊郡田野畑村南大芦 城県境から宮古市上鼻二丁目40番1 57番1鵜の巣断崖インターチェンジ まで まで [略] [略] 大船渡市三陸町越喜来字所通118番 大船渡市三陸町越喜来字小出59番 1から48番1まで 408から字所通48番1まで [略] [略] 宮古市田老字駿達58番3から下閉伊 宮古市田老字駿達58番3から下閉伊 郡岩泉町小本字鈩307番1まで 郡岩泉町小本字鈩307番1まで 宮古市田老字駿達54番1田老真崎海 岸インターチェンジから下閉伊郡田 野畑村南大芦57番1鵜の巣断崖イン ターチェンジまで 下閉伊郡田野畑村南大芦47番4から 下閉伊郡田野畑村南大芦47番4から 下閉伊郡普代村第13地割字普代87番 下閉伊郡普代村第13地割字普代87番 2まで 2まで 下閉伊郡田野畑村菅窪6番13から尾 下閉伊郡田野畑村菅窪6番13から下 肝要88番1まで 閉伊郡普代村第16地割字天拝坂43番 <u>1</u>まで 下閉伊郡普代村第12地割字中村10番 2から第16地割字天拝坂43番1まで 下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂18 下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂18 番4から<u>久慈市長内町第18地割12番</u> 番4から九戸郡洋野町種市第42地割 <u>1</u>まで 字田ノ端1番1青森県境まで 久慈市長内町第17地割130番29から 九戸郡洋野町種市第42地割田の端1 番1まで

		久慈市新井田第5地割52番2久慈イ				久慈市新井田第5地割52番2久慈イ
		ンターチェンジから侍浜町桑畑第3				ンターチェンジから九戸郡洋野町種
		地割5番108侍浜インターチェンジ				市第42地割字田ノ端56番5青森県境
		まで				まで
	[略]				[略]	
	106号	[略]			106号	[略]
		宮古市松山第7地割86番地先宮古中				宮古市藤原三丁目62番3地先宮古港
		央インターチェンジから根市第7地				インターチェンジから根市第7地割
		割86番3地先宮古根市インターチェ				86番3地先宮古根市インターチェン
		ンジまで				ジまで
		宮古市古田第1地割95番4地先から				宮古市古田第1地割95番4地先から
		川井第4地割15番1地先まで				川井第4地割15番1地先まで
						宮古市区界第1地割57番134地先か
						ら盛岡市簗川第6地割15番2地先ま
						で
		盛岡市川目第5地割122番74地先か				盛岡市川目第5地割122番74地先川
		高岡市川日第3地割122番74地元が ら手代森6地割10番12地先まで				<u>国インターチェンジ</u> から手代森 6 地
		り子 (株 0 地 前 10 街 12 地 九 よ く				割10番12地先手代森インターチェン
						到10番12地元 <u>十八林インターチェン</u> ジまで
	[略]				[略]	
旧次		Гm/z ¬		旧、宋		Гп/о Л
県道	盛岡横手線	[略]		県道	盛岡横手線	
						二戸郡一戸町鳥越字駒木平51番3地
					<u>線</u> 	先から二戸市浄法寺町岡本前田9番
	→√四火田幼	Гш⁄а Л			水油水用炉	<u>1地先まで</u>
	水沢米里線	[略]			水沢米里線	[略]
	[略]	H-V/			[略]	Half day I I to the a libral again a libral
	化吞半泉線	花巻市二枚橋第3地割116番1地先			化吞半泉線	花巻市二枚橋第6地割262番1地先
		から台第5地割17番6地先まで				から台第5地割17番6地先まで
		[略]				[略]
	[略]				[略]	
	北上金ケ崎	[略]			北上金ケ崎	[略]
	インター線				インター線	
					有芸田老線	宮古市田老字小林121番6地先から
						100番2地先まで
	氏子橋夕顔	[略]			氏子橋夕顔	[略]
	瀬線				瀬線	
	[略]				[略]	
市道	[略]			市道	[略]	
	門前2号線	[略]			門前2号線	[略]
					第1023056	北上市相去町大松沢1番34地先から

町道	長岡徳田線	[略]	町道	号線第1023055号線千徳大橋線[略]長岡徳田線森山2号線流通センタ一南二丁目3号線吹切線	ら1番23地先まで 宮古市上鼻二丁目40番1地先から松山第6地割25番3地先まで [略] 胆沢郡金ケ崎町西根森山4番3地先から4番19地先まで 胆沢郡金ケ崎町西根森山7番1地先から7番1地先まで 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目5番2地先から4番6地先まで 九戸郡洋野町種市第4地割字続石89
[略]			[略]]	番30地先から第5地割字東宿戸9番3地先まで

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

備考 改正部分は、下線の部分である。